

— 認定新規就農者・認定農業者制度の概要 —

●制度概要

農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を目指すために、農業者自らが作成した5か年計画（自らの農業の5年後の目標やその達成に向けた取組等を記載）の内容が、市が策定した基本構想に照らして適当と認められた場合に、その計画を認定する制度です。

計画の認定を受けた農業者は、認定新規就農者・認定農業者と位置付けられ、様々な支援措置を受けることができます。

|                           | 認定新規就農者   | 認定農業者  |
|---------------------------|---|--|
| 申請できる方                    | 農業経営を始めて5年以内の農業者<br>(農業経営を始めようとする方も可)<br>※ 法人格を有しない集落営農は不可                    | 農業を主業とする農業者<br>(農業経営を始めようとする方も可)<br>※ 法人格を有しない集落営農は不可                              |
| 年齢制限                      | 18歳以上45歳未満の方<br>(申請時・就農予定時)<br>(ただし、地域に担い手がいない等やむを得ない事情があると市長が認める場合は、50歳未満の方) | なし   |
| 申請方法                      | 「青年等就農計画」を市に提出<br>※ 夫婦・親子等の共同申請の場合は、別途、家族経営協定等を提出が必要                          | 「農業経営改善計画」を市に提出<br>※ 夫婦・親子等の共同申請の場合は、別途、家族経営協定等を提出が必要                              |
| 主な認定基準                    | ① 市の基本構想に照らし、適切なものであること<br>② 計画達成の見込みが確実であること                                 | ① 市の基本構想に照らし、適切なものであること<br>② 計画達成の見込みが確実であること<br>③ 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること |
| <b>主たる従事者一人あたりの5年後の目標</b> |   |  |
| 年間農業所得<br>(収入－経費)         | 概ね200万以上  | 概ね440万以上   |
| 年間従事時間                    | 概ね1,800時間(225日/年)程度   | 概ね2,000時間(250日/年)程度  |
| 有効期間                      | 認定日から起算して5年<br>※ 既に農業経営を始めている場合、「農業経営開始日から起算して5年」まで                           | 認定日から起算して5年  |

●主な支援措置（補足説明あり）

| 認定新規就農者   | 認定農業者   |
|---|---|
| <p><u>農業資金の融資</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青年等就農資金               <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 青年等就農計画の達成に必要な機械・施設の取得費を無利子で融資</li> </ul> </li> <li>・農業近代化資金（融資が受けられる）               <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 農業用機械施設等の改良、取得等の中期資金</li> </ul> </li> </ul> <p><u>経営所得安定対策の加入</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畑作物の直接支払交付金(ゲタ)               <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 麦、大豆等の恒常的なコスト割れを補填</li> </ul> </li> <li>・収入減少影響緩和交付金(ナラシ)               <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 米価等が下落した際に収入を補填する保険的制度</li> </ul> </li> </ul> <p><u>農業者年金の保険料補助</u></p> <p>青色申告などの要件を満たす場合、保険料の補助が受けられます。</p> <p><u>県や市等による経営相談や各種情報の提供</u></p> <p>県や市等による経営相談や認定新規就農者向けの各種情報の提供を受けられます。</p> <p><u>市の独自支援事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定新規就農者営農開始応援事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 早期の農業経営の確立を目指すため、営農開始にかかる初期投資に対して支援。</li> </ul> </li> </ul> <p><u>補助金の活用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農者育成総合対策事業(経営開始資金)               <ul style="list-style-type: none"> <li>青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後(5年以内)の所得を確保する交付金を交付します。</li> </ul> </li> </ul> | <p><u>農業資金の融資</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)               <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 農業経営改善計画の達成に必要な機械・施設の取得費を低利で融資</li> </ul> </li> <li>・農業近代化資金（融資が受けられる）               <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 農業用機械施設等の改良、取得等の中期資金</li> </ul> </li> <li>・農業経営改善促進資金(スーパーS資金)               <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 短期運転資金</li> </ul> </li> </ul> <p><u>経営所得安定対策の加入</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畑作物の直接支払交付金(ゲタ)               <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 麦、大豆等の恒常的なコスト割れを補填</li> </ul> </li> <li>・収入減少影響緩和交付金(ナラシ)               <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 米価等が下落した際に収入を補填する保険的制度</li> </ul> </li> </ul> <p><u>農業者年金の保険料補助</u></p> <p>青色申告などの要件を満たす場合、保険料の補助が受けられます。</p> <p><u>県や市等による経営相談や各種情報の提供</u></p> <p>県や市等による経営相談や認定農業者向けの各種情報の提供を受けられます。</p> |